

○松山広域福祉施設事務組合保護施設設置条例

制 定 昭和 51 年 12 月 1 日条例第 9 号

(設置)

第 1 条 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 0 条の規定により保護施設を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 保護施設の種類，名称及び位置は次のとおりとする。

種 類	名 称	位 置
救護施設	みさか荘	松山市恵原町甲 1 0 0 0 番地

第 3 条 この条例の施行について必要な事項は，別に組合長が定める。

付 則

この条例は，愛媛県知事の許可の日から施行する。